第二条　署名及び発効

1　この協定は、三の締約者がこの協定に拘束されることについての同意を表明した日に、この協定に拘束されることについての同意を与えた締約者について効力を生ずる。

2　締約者は、受諾を条件としない署名又は受諾を条件として署名した後に行う寄託者への受諾書の寄託により、この協定に拘束されることについての同意を表明する。

3　この協定の効力発生の日の後にこの協定に拘束されることに同意する締約者については、この協定は、受諾を条件としない署名の日又は寄託者への受諾書の寄託の日に当該締約者について効力を生ずる。

4　締約者は、枠組協定第十五条の規定に従い、開始された協力であって二千十五年二月二十八日までに完了していないものについて、同日までにこの協定が効力を生じていない枠組協定の締約者と共に枠組協定に従って継続する意図を有する。

第三条　寄託者

この協定の原本は、経済協力開発機構事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。

○財務省・農林水産省告示第十号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十年六月十七日大蔵省・農林水産省告示第三十二号（農業信用保証保険法第二条第三項及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

第一条第一号ロ中「ハに」を「ハ及びニに」に改め、同号ロ(1)中「（以下「既存債務」という。）」を削り、同号ロ(2)中「既存債務の」を「現に借り入れているイに掲げる資金に係る」に改め、同号ハ中「該当する資金」の下に「（ニに掲げるものを除く。）」を加え、同号ハ(1)中「既存債務又はロに」を「イ、ロ又はニに」に改め、同号ハ(2)中「既存債務の」を「現に借り入れているイに掲げる資金に係る」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　農業経営の維持継続に必要な資金であって次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)　イからハまでに掲げる資金のいずれかを借り入れたために生じた債務の返済に充てるために必要な資金であること。

(2)　当該資金の貸付条件が現に借り入れているイからハまでに掲げる資金に係る貸付条件より有利なものであること。

(3)　次のいずれかに該当するものであること。

(イ)　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業に必要な資金

(ロ)　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画に従って行われる事業再編のための措置に必要な資金、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に従って行われる特定事業再編のための措置に必要な資金、同法第五十五条第一項の事業再生の計画に従って行われる事業再生に必要な資金又は同法第百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って行われる中小企業承継事業再生に必要な資金

○厚生労働省告示第八十二号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十六条の十八第一号の規定に基づき、昭和四十年労働省告示第四十六号（労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める機械の種類を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則に次の一号を加える。

四　回転翼航空機であつて構造上人が乗るようことができないもの（農薬、肥料、種子若しくは融雪剤の散布又は調査に用いるものに限る。）

○厚生労働省告示第八十三号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第三号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第三中「みなかわ文化専門学校　福島県」を「みなかわ文化専門学校　福島県　つくば自動車整備専門学校　茨城県」に、「リリー造形芸術服装専門学校　茨城県」を「リリー造形芸術服装専門学校　茨城県　アイ・エフ・シー製菓専門学校　栃木県」に、「ファッションコア専門学校　三重県」を「ファッションコア専門学校　三重県　ユマニテク調理製菓専門学校　三重県」に改める。

○厚生労働省・国土交通省告示第一号

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）第八条第一項の規定に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成二十五年厚生労働省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国土交通大臣　太田　昭宏

第1中「本基本方針は」の前に、次のように加える。

また、平成25年12月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談事業」という。）の実施、生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、平成27年4月1日から施行される。生活困窮者自立支援法は、生活困窮者を対象に包括的な支援を実施するものであり、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施しているものについては法の趣旨・理念を踏まえつつ、基本的に生活困窮者自立支援法に基づき実施することになる。

生活困窮者自立支援法は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の生活保護受給者以外に対して包括的な支援を提供するものであることから、ホームレスも含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ生活保護の受給により居住場所等の確保に至る間、あるいは就労等による自立に至る間は、生活困窮者自立支援法による生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）をはじめとした支援が必要である。

第1中「ホームレス対策の実施状況等を踏まえ」を「ホームレス対策の実施状況等を踏まえつつ、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、今後もよりその効果を発揮するため」に改める。

第2の2中「（昭和25年法律第144号）」の次に次のように加える。

さらに、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、ホームレス対策のうち福祉の観点から実施している各事業については、基本的に生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施することとしている。具体的には、ホームレス総合相談推進事業は自立相談支援事業として、ホームレス自立支援事業は自立相談支援事業及び一時生活支援事業等として、ホームレス緊急一時宿泊事業は一時生活支援事業として実施することとしている。